

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

令和6年1月26日

近畿地方整備局長

見坂 茂範

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局管内における公共工事において発生する建設副産物の適正処理及び建設発生土の工事間利用促進のため、WEB オンラインシステムにより建設副産物及び建設発生土に関する情報を提供するものである。

建設副産物・建設発生土等の情報は、工事施工時における重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 建設発生土等情報提供業務
- (2) 業務内容 建設発生土に関わる情報提供
建設副産物に関わる情報提供
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

3. 業務目的

本業務は、建設発生土及び建設副産物の有効利用を促進するため、近畿地方整備局管内において、直轄工事及び他の公共機関が発注する工事の建設発生土の搬出・搬入に関する情報と、建設副産物の排出計画・実績、受け入れ可能な再資源化施設及び最終処分場に関する情報を近畿地方整備局の各発注機関に提供することを目的とする。

4. 応募要件

- (1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ②令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
 - ⑤会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和5年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
 - ⑥近畿地方整備局長から説明書の交付を直接受けた者であること。
- (2) 技術力に関する要件
公共事業に関わる情報についてWEBオンラインシステムによりの確に提供を行えること。
 - (3) 中立性・公平性に関する要件
業務上知り得た情報の取扱いに関する中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。
 - (4) 守秘性に関する要件
 - ・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則等に明記していること。
 - ・守秘義務に関する講習会・研修等を実施していること。
 - (5) 業務執行体制に関する要件
システムユーザーのためのヘルプデスクを設置し、問い合わせ対応を行う体制を構築できること。また、24時間体制のシステム監視機能を配備してシステム監視を行うとともに、システム障害が発生した場合には、早急に原因調査、復旧作業を行う体制がとれること。
 - (6) 業務実績に関する要件
下記に示される同種の実績について、平成26年度以降公示日までに完了した案件（令和5年度完了予定も対象に含む。再委託による実績は含まない）において、1件以上の実績を有していなければならない。
 - ①同種業務：公共事業に関わる情報をWEBオンラインシステムにより情報提供

する業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

大手前合同庁舎 8階

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 06-6942-1141 E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年1月26日から令和6年2月2日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで（説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで）。上記5. (1)に同じ。

電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「建設発生土等情報提供業務」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は上記5. (1)に問い合わせること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年2月5日12時00分

提出場所：上記5. (1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。）若しくは電子メール（件名に「建設発生土等情報提供業務」を記載すること、着信を確認すること。）による。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5. (1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和6年2月27日12時00分

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有していない者も上記5. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

(6) 本業務は、令和6年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務にかかる年度開始前の見積り徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和6年4月1日とする。

なお、本業務は、令和6年度予算が成立し、支出負担行為計画示達が行なわれることを条件とした見積徴取であり、当該業務にかかる令和6年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が令和6年4月1日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長

見坂 茂範 宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を< kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp >までメールで送付してください。

業 務 名 : 建設発生土等情報提供業務

会 社 名 :

担当者氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日